知多市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和５年１２月２１日

知多市長　宮　島　壽　男

知多市条例第３２号

知多市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

知多市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和４７年知多市条例第１６号）の一部を次のように改正する。

第９条第１項中「及びごみの戸別収集」を削り、同条第２項を次のように改める。

２　次に掲げる戸別収集を市に依頼しようとする者は、市長に申し出なければならない。

(1) 粗大ごみ戸別収集（市が個別に粗大ごみの収集を行うものをいう。以下同じ。）

(2) 一括戸別収集（戸別収集のうち、粗大ごみ戸別収集以外のものをいう。以下同じ。）

第９条第３項中「前２項」を「第１項」に、「処理の」を「前項に規定する」に改め、同条に次の１項を加える。

４　粗大ごみ戸別収集を市に依頼する者は、粗大ごみに市長が規則で定める券を貼付しなければならない。

第１０条第１項後段を削る。

第１１条の２第１項第２号及び第２項第２号中「ごみの」を「一括」に、「申請」を「申出」に改める。

第１４条第２項中「許可業者」を「前項の規定により許可証の交付を受けた者（以下「許可業者」という。）」に改める。

第１８条の見出し中「許可」を「許可等の」に改め、同条中「及び」を「又は」に、「許可を」を「許可等を」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、手数料の徴収の時期は、許可等の申請書を提出するときとする。

別表２　ごみの処分の表を次のように改める。

２　ごみの処分

区分	単位	金額	対象
定期収集	４５リットルの指定袋１枚につき	５０円	通常の家庭生活から排出されるごみで、指定袋に収納して、所定の場所に搬出されるもの
	３０リットルの指定袋１枚につき	３０円	
	２０リットルの指定袋１枚につき	２０円	
粗大ごみ戸別収集	粗大ごみ１個の収集作業につき	５５０円	家庭生活から排出されるごみで、市長が規則で定める券を貼付したもの
一括戸別収集	普通貨物自動車（２トン車）１回の収集作業につき	１１，０００円	家庭生活から排出されるごみ
	軽貨物自動車１回の収集作業につき	５，５００円	

附　則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。